

建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成20年9月9日(火曜日)
午前 9時30分～午前10時45分 現地視察
午前11時00分～午後 0時20分 机上審査
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 佐々木 隆 義 委員 長 岩 本 明 央 副委員 長
秋 山 哲 朗 委員 (議長) 河 村 淳 委 員
村 上 健 二 委 員 柴 崎 修 一 郎 委 員
西 岡 晃 委 員 下 井 克 己 委 員
馬屋原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 佐 伯 瑞 絵 係 長
佐々木 昭 治 係 長 田 畑 幸 枝 企 画 員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
伊 藤 康 文 建設経済部長 中 村 弥 寿 男 建設経済部農林課長
金 子 彰 建設経済部商工労働課長 川 島 茂 美東総合支所経済課長
梨 木 孝 秋芳総合支所経済課長 秋 枝 秀 稔 美東総合支所建設課長
小 嶋 卓 夫 秋芳総合支所建設課長 山 縣 博 行 総合観光部長
山 本 勉 総合観光部観光総務課長 篠 田 清 実 総合観光部観光振興課長
金 子 正 治 消 防 長 坂 田 文 和 消防本部次長兼総務課長
山 田 隆 司 消防本部消防署長兼警防課長 田 畑 龍 男 消防本部予防課長
古 屋 安 生 農委事務局長

午前 11 時 00 分開会

委員長（佐々木隆義君） おはようございました。各委員さんには早朝から 2 箇所の竹の子の水煮施設それから竹箸工場というところの視察をしていただきました。大変お疲れでございました。感じられましたことにつきましては議案等が後程提案されますので、その場でご発言をいただければというふうに思います。

只今より建設観光委員会を開催いたします。それでは先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案 3 件につきまして審査をしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。市長さん何かございましたら。

市長（村田弘司君） いいえ、特段ございません。

委員長（佐々木隆義君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） よろしくをお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） 各委員さんで質問につきまして 1 件の発言の中で 5 件も 6 件も言われると執行部側でその答弁等に少し困られるし、またテレビ有線等を見ていらっしゃる市民の方におきましてもなかなか分かりにくいということがございますので、委員さんで質問は少なくとも一度には 2 件以内で、ひとつまとめて、発言をけっして抑制するというものではございませんので、そのへんはひとつよろしくをお願いしたいと思います。

始めに、第 17 号美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） それでは議案第 17 号美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。お手元の議案の 17 ページの、17 - 1 ページをお開きいただきたいと思います。この条例の提案理由の説明でございますが、本市の竹材資源活用事業につきましては森林の荒廃の要因となっております竹を伐採することによりまして、森林を整備保護することを主たる目的としているところでございます。この事業は伐採した竹を一資源として捉えまして、竹箸の製造販売、竹細工の加工販売、そして伐採竹林から生育する竹の子や地域で生産される農林産物を活用いたした水煮の製造販売を行うことによりまして、森林所有者そして農業従事者の所得の向上と雇用を創出することを、雇用を創出したしまして、地域の活性化に寄与することを視野に入れた事業というふうになっております。この竹材資源活用施設を実施する上で拠点と

なります施設を大嶺町桃ノ木に建設中でしたが、この度完成をいたしましたことから、この施設の設置及び管理に関しまして必要な事項を定めることを目的としてこの度条例を制定するものでございます。

それでは条例の内容につきましてご説明を申し上げます。条例の名称といたしましては、美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例でございます。この美祢市農林資源活用施設というのが先程視察の方でご覧いただきました建物の正式名称という形になります。第1条、設置でございますが、只今申しげましたとおりでございますけれども、農産物や森林から算出される資源を活用した加工品を製造販売することで農業従事者や森林所有者の所得を向上させるとともに地域の雇用を創出し、もって地域の活性化に寄与することを目的といたしております。第2条、位置でございますが美祢市大嶺町奥分2846番地1ということでございます。行政区といたしましたら桃ノ木下ということになるかと思えます。第3条、事業でございますが、二つございまして、その1といたしまして農林資源を活用した加工品の製造及び販売に関すること。2といたしましてそれ以外に市長が適当であると認める事業ということになっております。第4条、管理でございます。施設の管理につきましては指定管理者に行わせるものとするということにいたしております。第5条、指定管理者が行う業務でございますが、第3条に規定する事業に関すること、これは先程申し上げましたが、加工品の製造販売並びに市長の認める事業ということでございます。次に施設の維持管理に関すること。その次にそれ以外に市長が特に必要と認めること、ということになっております。第6条、指定管理者の指定の手続き等でございますが、これは美祢市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例がございまして、この定めによるところでございます。第7条、開館時間及び定期休日でございますが、開館時間につきましては午前8時30分から午後5時まで、定期休日につきましては次のページになりますが、日曜日、土曜日、そして国民の祝日に関する法律に規定する休日、そして年末年始になりますが、12月29日から翌年の1月3日までの間というふうになっております。第8条は行為の制限ということで、市長の許可が必要な行為について定めております。第9条は損害賠償ということで、施設に起因する製品等が第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその責任を負うということにしております。第10条、委任でございますが、この条例以外に必要な事項は市長が別に定めるということにしております。

附則といたしましてこの条例の施行日を平成20年10月1日からということにしております。そして経過措置といたしまして、この条例の施行の前になされた施設の管理の業務を行わせます候補者を選定する手続につきましてはこの条例の規定によりなされたものとみなすということにしてしております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑がございましたら発言をしてください。ございませんか。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 議題の第17号と18号が関連している議題になると思いますが、これは併せてまずいですかね。その方が審議しやすいのではないかというふうに思います。

委員長（佐々木隆義君） 一応条例を先にやって、条例が認定されれば今度それに伴う予算を審議していただくという、そして指定管理のほうへと、そういう手順が今までございましたので、そういうふうなやり方です。特に続けて18号もということが皆さんの方で審議がしやすいということになれば、そのようにさせていただいて結構なんですけど、いかがでしょうか。18号一緒にやりますか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは只今各委員さんのほうから議案第18号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを一括審議をしたいという申し出がありました。そのようにとり計らいたいと思いますので、18号について執行部の説明を求めます。金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） それでは議案第18号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。議案書の18-1ページをお開きいただきたいと思います。美祢市農林資源活用施設の指定管理につきましては、只今ご説明を申し上げました議案第17号の、美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定によりまして指定管理者に行わせるものとしたしまして、竹材資源活用事業を行わせるものに、去年12月に設立をいたしました第三セクターであります、美祢農林開発株式会社を平成20年10月1日から平成24年3月31日まで、3年半になりますが、この間指定管理者として指定をしたいと思いますので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして市議会の議決を求めるものでございます。以上簡単でございますが、提案理由の説明で

ございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、議案第17号及び、議案第18号、一括審査に入ります。二件について質疑はございますか。はい、岩本副委員長。

副委員長（岩本明央君） 先程委員長からあまりよけい質問をするなというようなこともありましたが、先程2箇所ほど研修、見学をしたんですが、それについては後してもいいんですか、それとも。ちょっと気にかかる点がありましたんでご質問いたします。前にも話しがありましたように、竹の子の加工ですが、これは前に吉部の、宇部農協さんあたりが盛んにやられました。それで輸入物の、中国産の竹の子なりが入ってきてですね、相当採算割れもしたし、時には10分の1というような値段になったようでございますが、その辺の採算、先般聞いてはおりますが、非常に厳しいなということが気にかかります。その辺の思い、見込みの様子を聞きたいということが1件です。それから2件目はですね、その竹の子の集荷、これ定期的に非常に5月位になると思いますが、その辺で実際今日説明を受けた数字まで集まるかどうかという問題が2件目ですね。それから3件目が、これ非常に水をたくさん要るもののようなものでございます。先般部長の説明もありましたが、水道料金等、それから水の容量、その辺が全部原価に、竹の子の缶詰の原価に影響してくると思いますが、その辺のこと。それから現場で佐々木委員長が質問をされておられましたけれど、四つ目は竹の伐採の時期、これ9月か10月位から以降でないと、一年目の竹は駄目だということで、二年目以降でもそういうふうになると思いますが、その辺の、実際に成竹、竹を加工する場合の成竹原料が実際に集まってくるかどうかということ、私は実際カルスト森林組合の現場行ってきたら、入口の右の方にですね、3メートル半のが切ってあって積んであったのを見たんですが、その辺のことも気にかかりますが、その4点をどのようなあれで考えておられるかご説明をお願いしたいと思います。以上です。

副委員長（岩本明央君） はい、金子課長。

委員長（佐々木隆義君） 只今のご質問ですが、竹の子の採算について厳しいということでございますが、実際に私共が10年間の採算について、以前の美祢市議会の方にはお示しをいたしましてご理解をいただいたところでございますが、軌道に乗るまでの間赤字も見込まれるというふうに考えておりますが、軌道に乗りました後は黒字に転換して順調な推移を続けていくというふうに一応予定はいたしております。

ます。それと集荷につきましてこの竹の子が集まるのかということでございますが、今から林業を営む人、それから農家の皆様方にですね、周知徹底をいたしまして、個人の方からですね、そういったPR等をいたしまして集めたいというふうに考えております。それと水がたくさん必要ということで、水道料金のご心配をいただいておりますけれど、当然収支の中に水道料金等も含んでおりまして、先程当初にご説明をいたしましたとおり軌道に乗りましたらその水道料金も一応賄えるというふうな計画でおります。続きまして、今度竹の子ではなくて、竹の伐採とその成竹が集まるのかということでございます。これ只今カルスト森林組合並びに皆様から竹の方、出していただいております。数については農繁期等につきましてはやや少ないというような状況もございますが、農繁期を外れた時期にはかなりの数が集まってるという状況でこれにつきましても竹の子と同様に農家の皆様には是非出荷の方をお願いしたいということでPR等をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、他にございましたら。はい、河村副議長。

委員（河村 淳君） この問題については、私どもは旧美東町は、初めの発想からは旧美祿市でだいぶ論議されてきた問題であって、国県補助いただいて、ついちよると思うんじゃが、当然条例は当然作らんにゃならんということは、作らんということはできんから作るとは当然と思いますが、要は先程から将来の採算性のことを考えた場合の努力は当然してもらわんにゃいけんのじゃが、今日聞いてみると1日2トンぐらいの処理能力でやるという話をしたから竹の子の方ですが、竹箸の関連も一緒になっちょるいうことの質問等もありましたが、この辺について今課長、部長の方から答弁もあったですが、しっかり採算が取れるように努力をさせていただきたいと意見として申し上げておきます。

委員長（佐々木隆義君） はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） このたびの竹事業に関しては、非常になんて言いますか、けちがついてるといふか、一番最初から県との折衝ですか、補助金もらう時も最初は美祿市としては竹箸と竹細工と竹の子の水煮は時間をずらして説明をするということである予定が、県の勘違いか知らないけど、県が一括でやったということ、三セクの場合も我々としては、議会としては社会復帰促進センターの裏手にある等価交換した土地、ここに我々としては考えていたんですけど、いざ蓋を開けてみると

桃木小学校の横のところにできた。また指定管理者に関しても美祢農林開発株式会社に決まってるということ、一般の入札じゃないというような感じで、しかもまたこの3件とも時間がないというか、竹箬なんか副知事が東京に行くから翌日まで決済してくれというようなこと、駄目なら駄目でお断りを国の方に行くからしてくれとか言うて時間的に非常になかったのを覚えておるわけです。市の執行部とやるのと我々の感じ方が非常に差があったということで非常にケチがついたということ、を自分では思ってるわけですけど、こう言う中で今日2箇所見学行きました。竹の子の水煮とか竹細工に関しましては今からやっていくわけですから計画等また今からあるわけですけど、竹箬についてはこの10年、平成19年ですか、2007年度から2016年度まで10年の事業計画があるわけですけど、この中で美祢社会復帰促進センターに行った中で所長が言われたのは、生産量が1日1万本で週が3.5日間やって、そうすると月に15万本ぐらい、年間に直して180万本ぐらいしかできないわけですけど、この事業計画見ても裸の竹箬が320万、袋の箬が320万合計で640万ぐらいできるようになっておる。非常にこの事業計画から見ても差があるような気がするわけです。そういう意味で非常に金子課長も議会事務局おられたからそういう点の違いというのはよくわかっておられたと思うんですけど、このたびこういうセクションに来られたということで大変だろうと思うんですけど、我々もこの事業計画見ても大分差があるから、今から事業これどうなるのか改めてですね作り直して、機会を見て12月の議会でやるのがいいのか、あるいはそれまでに勉強会を開催していいんですけど、そういう意味で今日は聞いても分からないところがあると思うから、いろいろ事業計画の見直しといいますか、これを是非次の会議といいますか出してもらいたいというのが私の希望です。以上です。

委員長（佐々木隆義君） 執行部から何か答弁がございませうか。はい、金子課長。
建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 只今の柴崎委員のご希望というか、質問でございませうが、一応収支計画の方で最大320万膳ということで書いてございませう。これにつきましては最大能力ということで、これまで作業する受刑者の人数等が最大で60人ということでございませうが、入所者数が一気に増えないということで、徐々に増やしていくという経緯がございませう。従いまして箬の製造機は2機あるわけですが、これにつきましては1機の稼働ということで生産をいた

しております。だから単純に今1日1万前ということであれば日に直せば2機使えば単純に2万膳という形になって、その数量につきましてはこの320万膳に順調に、2機稼働して受刑者が作業にあたれば近づいていくというふうに考えております。それと収支計画の事業計画と申しますか、収支計画の見直しの件でございますけれども、昨年12月に農林開発の方設立をいたしましてまだ1年たっておりません。当然水煮の方も今から稼働をしていくということですが、これらを見極めながら、当然必要になってくるというふうに考えておりますので、その時期になりましたら当然収支計画につきましても見直しをしていかななくてはならないというふうに考えております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） 確かに1機で2機になっても300万ちょっとですわね。これを見ると裸で320万、袋もので320万なってますよね。三セクの労働力と申しますか人というか、人の方もこの計画では事務系が2名、箸が2名、水煮が1名というふうに20年度10月以降水煮も1名となってますけど、今日の社会復帰促進センターに行ったら指導者も4人おるわけでしょ。この前の議会でも、3名かもしれない。こないだ4名と言われましたよね。技術指導者は3名、これを見ると計画は2名となってたしね。そういう点も含めて人の方も違ってくると思いますので、そういう点を含めて竹箸の方と水煮は今から始まるんだからいいんだけど、見直しがあれば見直しもしてもらいたいという意味で要望したわけですから。

委員長（佐々木隆義君） 今柴崎委員の方から要望ということがありましたので、執行部についてはその辺のご留意をしていただきたいと思います。その他ございますか。はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 条例についてお聞きしますけれども、指定管理者制度に出す施設について、これを見ますと第三者に対する損害賠償の内容は書いてありますけれども、このたびされる施設については委託費は出さないよというふうになってますし、なおかつ施設の維持管理についてはこの中で謳ってあるわけですが、大きな火災とか、あるいはいろんな台風等々外的な要因があってもこれには何にも施設の損害賠償、管理者がどうこうするということが謳ってないわけで、結果は金額によって執行部の方で斟酌をして市の予算を使うのか、そうじゃないよと、ちゃんと指定管理者がいろんな事は保険をかけてすべてのものは面倒みると、一切市か

ら支出しないというふうなことになっておるのか、この辺があいまいでございますんで、この条例について一応施設外に出すときにはこういう一般的な施設管理に対する取り決めがあるんならいいですけども、ないなら若干ですねこの条例については補足する必要があるんじゃないかというふうに思います。

委員長（佐々木隆義君） はい答弁、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 今、馬屋原委員のご質問でございますが、施設につきましては、市の建物ということでございまして、従いまして今回設置管理条例につきましてご提案を申し上げておるところでございます。従いまして、火災とか台風とか建物に損害与えた場合は当然市の方の補修なり保険に入るなりそういうことも市の方でやるようになりますし、損害を受けた場合も市の方で補修という形になるかと思えます。従いまして、条例に損害賠償ということでございますが、これは施設を使って指定管理者が製品等を作った場合、その製品によって第三者に損害を与えたという場合においては当然指定管理者の方の責任になるというふうに考えております。よろしいでしょうか。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） そのことはわかるんですけど、私が言うのは今新しいからいいですよ、今日見に行きますとホイストとなり蒸気に係るボイラー関係、いろんな冷蔵庫等ありますけれども当然使い方によっては破れる可能性があるわけですよ。自己資本は農林開発自体は2,000万円しかないわけでございますので、そうすると当然ちょっとした事が起こると軌道修正がきかないということは当然想定されるわけですから、その辺のことが一番問題になると思うんですが。要するに金額である程度修繕を考えるのか、あるいはそういうものについては、取り扱いについての損害については指定管理者側が見るのか、その辺をはっきりしておいていただきたいということです。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 指定管理者と指定の契約を結ぶ場合に協定書等交わすわけでございますけども、その辺につきましてはこちらの方に明記いたしまして、どちらの責任になるのかということを確認にして指定管理の方に行かせたいというふうに思います。

委員長（佐々木隆義君） よろしいですか。他にございますか。はい、村上委員。

委員（村上健二君） 先だってもちょっと聞いたわけですけど、美祢農林開発株式会社、第三セクターですいいね。ここに20年10月1日から24年まで期間があるわけで、第三セクター、こないだ公募はしないで言われましたが、これは確かですか。しない。指定管理者は必要ですかいいね、法的にそうせんにゃあいけんわけ。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 先程の議案第17号の条例第6条でございますが、指定管理者の指定の手続きにつきましては、美祢市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて定めるということにいたしております。この美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条に公募によらない指定管理者の候補者の選定等という条項がございます。この条文におきましては、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが適当であると認めるとき、これは公募によらないことができるということと、指定管理者の公募によってその申請がなかった時、これも公募によらず選定できるということになっております。また申請がございましても適当と認められない場合、これにつきましても公募によらず指定管理者を指定することができるということになっております。今回のこの施設につきましては美祢農林開発株式会社を指定管理者とするのが一番望ましいというふうに考えましてこの公募によらない選定をいたしたわけでございます。竹材資源活用施設につきましては先程来話が出ておりますが、竹箨の製造販売、竹細工の製造販売、そして水煮の加工販売、この三つの事業が柱となっております。この三つの事業につきましては、それぞれに関連性を持っているというふうに考えております。この竹箨の製造につきましては先程視察に行かれましたとおり矯正施設の中で刑務作業を使いまして既に行っております。これにつきましては美祢農林開発株式会社の方で取り組んでいただいているところでございます。このたび完成しました施設につきましては、この三つの柱のうちの一つ水煮の加工・製造を行う施設でございます。従いましてこの事業の関連性から申しましても竹箨製造を現在実際に行っております美祢農林開発が水煮の加工を行うことが最も望ましいということで、公募によらず指定管理者を選定をさせていただいたところでございます。以上です。

委員（村上健二君） 第三セクター公募もやらのじゃったらわざわざここに指定管理者制度にする必要がないのじゃないかちゅうことを聞いちょるわけで、法的に

そうしなくちゃあならんという理由があるのかとちゅうことを聞いちよる。市長であり、株式会社の社長であり、指定管理者の長であるということはちょっと不自然じゃないですか。第三セクターが倒産せん限り指定管理者制度はないちゅうことになるいな。極端な言い方すれば、第三セクター。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） ここで暫時休憩をいたします。この時計で45分まで休憩といたします。

午前11時36分休憩

.....

午前11時53分再会

委員長（佐々木隆義君） それでは、休憩前に続いて会議を再開いたします。村上委員の質問について執行部から答弁をお願いします。はい、市長。

市長（村田弘司君） 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。この施設の管理運営に関して第三セクターの美祢農林開発株式会社、なぜやらせるか。この会社の社長は私でございます。市長たる私でございます。そういうふうなことをせずに直営で、直接市が市長としてですね、やっても同じことではないかという本質的なご質問の主旨であったのではないかと考えております。昨年の旧美祢市の中です、直営でやってもどうかというお話もあったと思います。しかしながらこれはですね先程からお話がございましたように、竹の子の水煮の販売、それから農産物の加工の販売、それから竹箨の販売、商行為を伴っております。従いまして市が出資、それから森林組合が出資ということで第三セクターを立ち上げまして、これによってこの地域の公的な振興を図る目的で社長は美祢市長になるということで、こちらのほうにこの仕事をやらせると、やってもらうという形で落ち着いた経緯がございます。またこれによってこの仕事につきましては国の国庫補助事業の補助金が入っております。これに基づきまして国のほうとお話させていただいておることですね。ですからこの補助金を頂戴するについてはこの第三セクターという事業主体をもって仕事をさせていただくというお話を国との折衝でもしておることでございます。従いまして今回この条例を出させていただきましても、是非ともご理解を賜りたいということでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、村上委員。

委員（村上健二君） もう一点、今日工場を見させてもらったわけですが、竹の子

も5月、操業はいつからやられる予定ですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 今からまた人選といいますか働く人の選定等を、また水煮が可能な農産物、それらの集荷の準備をいたしましてできれば年内、遅くとも年明けぐらいにはですね、稼働したいというふうに考えております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、村上委員。

委員（村上健二君） 竹の子はまだできんじゃろ。ほうれん草が何かを来年の1月ぐらいまでにやりたいということ。そういう目標。はい、わかりした。

委員長（佐々木隆義君） はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） さっき言いましたように、事業計画だけは見直しというかこれだけはすみません一つお願いしますね。だいが水煮のほうもずれてくると思いますので、竹の子のほうもですね。だいが売り上げのほうも違ってくると思いますので一つお願いします。

委員長（佐々木隆義君） 他にございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは本案に対するご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第17号美祢市農林資源活用施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（佐々木隆義君） はい。よって本案は原案のとおり可決されました。

引き続き議案第18号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（佐々木隆義君） よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）について執行部より説明を求めます。はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算の

説明をいたします。別冊になっております議案第7号、これによりまして順次説明してまいりたいと思います。歳出の方からでございます。まずページが13ページ、総務費にあたりますが、本会議の際にご質問がございましたのでその分の説明ですが、13ページの上段委託料、説明のところの住民訴訟にかかる弁護士委託料55万円の説明でございます。事前にお手元に2枚のA4の紙をおいておと思いますが、よろしいでしょうか。その内容が準用河川奥原川河川護岸災害復旧工事にかかる訴訟についてでございます。時系列に並べてありますが、概要等ご説明したいと思います。昭和55年と平成8年に奥原川の河川護岸並びに根継工等、施工旧秋芳町の時にしております。3段目のぼつですが、平成16年に原告より訴状が出ました。その内容が中段にございますが、旧秋芳町が行った奥原川の河川工事の不良が原因で地盤沈下を生じ、建物及びその敷地の不具合が生じたという内容でございます。その下についてる図面らしいものを参考してください。横に見まして左下に位置がございます。嘉万の奥原川、丸のあたりでございます。真ん中にあります図面黒く塗ってあるのが河川でございます。中ほどに建物があるという状況でございます。それに矢印が書いてありますが、河川の護岸の整備の関係で個々の敷地の地盤が沈下したという原告の訴えでございます。その後、ぼつの四つ目でございますが、口頭弁論が行われまして、その下のぼつ平成20年に山口地方裁の方で原告の請求を棄却するというので、一応の終わりを見たわけですが、その下のぼつ、平成20年6月30日に広島高裁の方へ上告されたという状況で、一番下にございます。それにより継続の通知を受けて、今回訴訟に関わる弁護士委託料で補正するものでございます。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 補正予算書の14、15ページをお開きいただきたいと思います。一番下になりますが、5款労働費・1項労働諸費・目労働諸費におきまして委託料を46万6,000円増額補正をしております。これは美祢市産業の維持振興、また企業誘致の受け皿作りのために潜在労働力の登録制度また企業が求める人材の育成プログラム、そして求人求職システムの確立、これらを総合的に調査研究するための委託料でございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは補正予算書、16、17ページを

お願いいたします。款農林費・項農業費・目農業振興費でございます。補正をお願いしておりますのが、負担金、補助及び交付金の96万円でございます。まず説明欄の001農業振興経費の、施設園芸省エネルギー化推進事業補助金6万4,000円でございます。この事業は単独県費の補助事業でございます。原油価格の高騰により原油価格が高騰しておりますが、施設園芸を営む農業者の省エネルギー化の取り組みを支援するため今年度新たに創設された事業でございます。この事業の補助要件としましては燃油使用料を10%以上低減する内容であること、またこれから冬場の使用に対応するため11月末までに設置することが要件となっているところでございます。このようなことから9月議会での補正をお願いをしております。このたびの補正の内容につきましては、このハウス内への循環扇4基の設置に対する補助金でございます。対象者は一人でございます。きゅうりを栽培をされてる農家となっております。ハウス2棟に4基の循環扇を設置する事業ということになっております。なおこの事業の補助率は3分の1となっているところでございます。次に007の担い手農地集積高度化促進事業補助金89万6,000円でございます。この事業は平成19年度に国庫補助事業として創設された事業でございます。農用地利用改善団体が担い手に農地を面的に集積するための支援措置として講じられた事業でございます。この農用地利用改善団体が作成します面的集積促進計画に基づきまして担い手への面的集積を実現した場合その実績に応じて面的集積促進費が交付されるというものでございます。このたびの補正につきましては当初予算で1団体2.2ヘクタール分を計上しておりましたが、対象団体1団体と集積面積2.2ヘクタールが増加しましたことからその増加分の補正をお願いするものでございます。県からの要請でこの9月議会での補正のお願いをしております。なおこの二つの補助金につきましては全額、国費・県費を充当するというものでございまして財源内容の欄を見ていただくとお分かりですが、財源の嵩上げ措置は行ってないところでございます。

次に、その下でございますが、林業振興費でございます。これは林業振興費の財源更正として補正をお願いをしております。内容としましては当初予算に計上しております美しい森づくり事業の森林再生補助金につきまして当初全額一般財源で計上していたところでございますが、県の補助事業であります。竹林改良促進事業の補助採択を受けたことによりまして、このたび歳入の補正をお願いをしております。

るでございますが、これに伴う財源更正でございます。一般財源120万円を減額いたしまして、県支出金120万円を増額しているというものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 続きましてその下になりますが、7款商工費でございます。1項商工費・目といたしまして7の企業誘致対策費におきまして、総額で25万7,000円の増額補正をさせていただいております。その内訳といたしまして17ページ側になりますが、旅費といたしまして22万5,000円を増額計上させていただいております。これは先月末8月末でございますが、リーディングプラザ十文字への進出が当該の会社の中で決定をいたしました。この会社は愛知県にあります企業でございますが、こちらの方へ表敬訪問、または事務手続き等のために出張いたします必要な旅費として計上いたしましたものでございます。続きまして負担金、補助及び交付金に3万2,000円を増額計上させていただいております。これは工業団地等立地促進助成交付金でございます。これは民間におきまして工業団地等を整備をされまして、市とともに企業誘致活動をするものに対しまして当該整備をされた土地の固定資産税及び特別土地保有税相当額を助成金として交付するという経費でございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、中村課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） 続きまして歳入のご説明を申し上げたいと思います。10ページ、11ページをお願いいたします。15番款県支出金・項県補助金・目の農林費県補助金でございます。11ページの方へお移りいただきまして、1の農業費補助金でございます。96万円でございます。説明欄の方へ掲載しておりますが、担い手農地集積高度化促進事業89万6,000円、そして施設園芸省エネルギー化推進事業6万4,000円でございます。これは先程歳出の方で説明を申し上げましたこの事業での国・県の補助金でございます。2番の林業費補助金120万円でございます。竹林改良促進事業としまして120万円でございます。先程歳出の方で財源更正で県の補助採択を受けたというふうにご説明を申し上げましたが、この部分でございます。一応事業の内容といたしましては竹林改良の面積4ヘクタールになります。そしてこの事業の補助基本額でございますが、1ヘクタール当たり90万円となっております。そして補助率が3分の1ということになっておりまして、4ヘクタール分120万円の補正でございます。以上ござ

います。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。質疑に入りたいと思いますが、ご意見ございますか。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 労働費の労働対策経費、調査研究委託料、勉強会の時に馬屋原議員が少し質問されたかと思うんですが、この委託先はどういったところにされるのかということと、それが公的機関なのかどうか、結構個人情報とかそういった観点からもしっかりしたところに委託しないといけないと思うんですが、その辺の対策もされておられるのかどうかということをちょっとお聞きしたいんですが。

委員長（佐々木隆義君） はい、金子課長。

建設経済部商工労働課長（金子 彰君） 労働対策経費の調査研究委託料の委託先でございますが、これにつきましてはキャリアコンサルタント等の資格を持った方を公募という形になろうかと思いますが、その方に調査研究の委託をお願いしたいというふうに思います。また当然委託契約ということになりますので、契約等につきましては個人情報保護に関する文書等を添付いたしまして、その個人情報を順守していただくということで契約を締結するようになろうかというふうに考えております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） 他にございますか。はい副委員長。

副委員長（岩本明央君） 今回補助事業なり国・県からのということで、市からの支出が少ないということ大変いいことと思います。ぜひこれからもそういう事業を探していただきまして、こういうふうな補助事業になるよう進めてほしいと思います。以上です。

委員長（佐々木隆義君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは質疑を終わります。それでは本案に対するご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。以上で議案3件が終了いたしました。その他ですが、執行部から何かございますか。村上委員。

委員（村上健二君） 先だって、全協でいろいろ説明を伊藤部長の方から受けましたけれども雇用促進住宅、いろんな情報が飛んで居住者が不安がっておられるわけでございますから、全協で言われた伊藤部長の説明と市長の方からこの件について基本的な将来の考えがあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今の質問の件でございますけれども、雇用能力開発機構が持っておられる建物が美祢市に2棟ございます。この2棟にたくさんの方が住んでいらっしゃると思います。新市としまして定住促進ということで市外から人に住んでいただきたいということ一生懸命やっておるなかで、機構側のご都合によりあそこを閉鎖されるということで随分市民の方にご不安を与えておると思います。私の考え方といたしましては、この2棟を含めた形で市営住宅等の計画もしております。そのベースとなる部分のあってしかるべき雇用促進住宅が閉鎖をされるということは、この政策として非常に不都合であるというふうに考えております。従いまして私といたしましては、この2棟につきまして是非とも市で持てるものなら持ちたいと、そして安心して住んでいただける住環境をそのまま持ち続けたいというのが、やはり閉鎖をされてしまいますと住んでおられる方が市外に出られることもあります。そうするとこの市内で買い物をしておられる方とか減るということも起こります。ですから新市の経済環境も悪くなる住環境も悪くなるということになりますので、市長としてはこの住環境をしっかり守っていくというのは必要というふうに思っておりますので、そのスタンスで今雇用能力開発機構の方といろいろ折衝しております。取得についても価格面ものこともありますし、諸々の面も担当部所の方で調査をいたしまして、できる限り市民の方にご不安を与えない形で決着をつけたいということで考えております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 他にございますか。

委員（村上健二君） それとですね、簡単に言いますけど桜ヶ丘の空き住宅はもう入居拒否しちよるわけですか。ちょっと話を聞かせてください。

委員長（佐々木隆義君） 伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 村上委員さんのご質問ですが、桜ヶ丘住宅は旧美祢市の住宅でも結構古い住宅でございます。上下にあるわけですけど公共下水をつないだという経緯もございます、古いけど使ってたということで、しかしながら空いた場合にはかなりの改修が必要です。一応政策空き家、いくいくは解体ということで考えております。

委員（村上健二君） 桜ヶ丘は総合的に整備等いろいろ考えてみてもらえませんか。空き家もあるわけですけど、当然誰も入ることができないような家もあるし、まだ入れるような家もあるわけなんですか、今入れる家もあるんでしょう。結構入ろうと思えば、それを今拒否しちよってわけですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） この住宅マスタープランで既存住宅の改修計画、新規についても計画しております。現在下領北団地を立替計画してます。今議員さん言われるように桜ヶ丘についても場所的には適地でございます。しかしながら借地ということもございますし、いろんな諸条件がございます。今回雇用促進が今みたいな事態になったということで、その辺のことも含めながら今後有効な住宅施策をしてまいりたいと思います。今入れるかどうかということにつきましては、修繕費がかなりかかります。申し訳ないほどかかります。その辺で費用対効果ではございませんが、ぼつぼつ空いてる分については空き家で政策空き家にしておる状況でございます。以上です。

委員（村上健二君） 廃屋みたいなのもありますよね、使い物にならんのが、あれは解体するような予定ありますか。市の方で。

委員長（佐々木隆義君） はい、部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 地域住宅交付金事業で解体するものも将来の建替事業等があれば交付金事業対象になります。桜ヶ丘については当面の全体的な建替をまだできない状況ですので、当然安全面がございますので防犯的なことも確保しながら時期を見て解体する考えではございます。

委員（村上健二君） 土地の問題もいろいろありましょけど、先程言うたように将来的に考えてみてくださいね。ちょっと環境整備もせんにゃあならんしね。とにかく廃屋でも人がみすみす入れんところはもう台風とかで迷惑かけてもいけんし、つぶすならつぶすと解体なら解体すると環境整備をしてももらえませんか。

委員長（佐々木隆義君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（佐々木隆義君） 他にございませんようですから、これにて本委員会を閉会といたします。ご審査ご協力誠にありがとうございました。大変お疲れでございました。各委員さんは行政視察関係について若干協議をしたいのでその場でお願いいたします。

午後0時20分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年9月9日

建設観光委員長 佐々木隆義